
神戸市消防局
救急情報システム構築・運用業務
情報提供招請(RFI)実施要領

令和6年6月

神戸市消防局

1 情報提供依頼（RFI）の背景と目的

1.1 業務名

神戸市消防局救急情報システム構築・運用業務

1.2 背景と目的

病院前救護体制（救急隊による救急活動）の現況といたしまして、高齢化社会の到来により救急件数が増加、当局の令和5年中の救急出動件数は99,683件となり、過去最高を更新しました。国が示す将来予測からも高齢化はさらに進展することが見込まれ、高まる救急需要に業務効率化で対応していく他ありません。また、救急救命処置の高度化、自然災害の多様化など様々なことに対応していくことも必要です。現在の救急活動はいわゆるアナログ方式です。手書きの申送書を作成し、病院交渉や医師への申し送りは口頭で実施しています。だからこそ、改善の余地が充分にあり、DX技術を活用することが、病院前救護体制を取り巻く喫緊の課題を解決する最も合理的な方法であると考えています。

我々、神戸市消防局はICTを活用し、以下の内容を目指しています。

- ・ 傷病者情報と現場情報のリアルタイム共有により、医療機関とのコミュニケーションが向上されること。
- ・ 傷病者申送書のデジタル化により救急隊員の負担が大幅に減少されること。
- ・ 救急隊が取り扱う秘匿性の高い個人情報保護できる、強固なセキュリティ機能を有すること。
- ・ 当局消防指令・情報システム内部に属する活動報告書作成システムにシームレスに接続できるものであること。
- ・ 救急医療機関との情報共有、事務手続きが簡略化されること。

本招請は、「神戸市消防局救急情報システム」に係る構築および運用業務に関して、仕様の検討と所要費用の精査を行うため、関連情報や資料提供の依頼を行うものです。

2 前提条件

2.1 構築スケジュール

以下の予定を想定していますが検討状況により前後する可能性があります。

- ・ 調達公告 令和7年9月頃
- ・ 契約 令和7年11月頃
- ・ 一部稼働（※） 令和8年度中
- ・ 本格稼働 令和9年度中
- ・ 運用保守終了 令和14年3月末

※指令システム等の他システム連携なしで稼働

3 情報提供依頼内容

3.1 記載依頼事項

下記の事項について情報提供をお願いします。

1. 提案事業者・パッケージ開発元事業者情報	
1.1 会社概要	・提案事業者および提案するパッケージ開発元事業者の会社概要についてご教示ください。
1.2 導入実績	・提案事業者が導入した類似システムについて、団体名、利用者数、システム概要をご教示ください。
2. 実現要件	
2.1 機能の実現方法	<p>・貴社が提案するシステムにおいて、以下に示す機能の実現方法として、「様式2（機能説明）」に実装イメージを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ポータル画面 ② 指令情報確認・他隊の活動状況確認 ③ 人定情報入力画面 ④ 医療機関受入状況確認・搬送先決定支援機能 ⑤ バイタル情報取得機能 ⑥ 主訴・症状・既往症・服薬・受傷機転等入力画面 ⑦ 医療機関側の閲覧画面 ⑧ 初診時診断結果登録機能 ⑨ 救急活動事後検証登録機能 ⑩ ウツタイン予後調査登録機能
2.2 カスタマイズの抑制	<p>・「(別紙1)機能要件」に記載の各機能において、パッケージシステムを最大限に活用するために、仕様の緩和、運用回避案等を検討しています。カスタマイズした場合の費用、仕様の緩和案(どのように変更すれば貴社のパッケージに合わせる事が可能か)について「(様式1)機能要件回答書」に記載してください。</p>
3. 概算費用	
3.1 構築・運用保守費用	<p>・構築及び運用・保守(稼働後10年間)及び令和13年度に実施予定の機器更新に要する費用について、救急情報システム構築・運用業務全体および「2. 実現要件」毎の概算費用、見積にあたっての前提条件を「(様式3)概算見積書」に記載してください。</p>
4. 導入スケジュール	
4.1 導入スケジュール	<p>・契約日から本番稼働までのフェーズ(要件定義、基本設計、詳細設計、製造、総合テスト、運用テスト、移行期間等)ごとに必要な期間、本市の意思決定のタイミングや協力すべき事項を記載したスケジュールをご提案ください。なお、本市の意思決定やシステム停止に関する庁内調整には、必要資料等提出後に一定の日数が必要なことを御考慮ください。</p>
5. その他	

5.1 三田市での活用	<ul style="list-style-type: none"> 本市では令和4年12月26日に三田市と協議書を締結し、次期消防指令システム(令和9年1月仮稼働)より消防指令事務の共同運用を実施します。現時点では本システムは神戸市のみの利用を想定していますが、三田市でも利用する場合の追加の概算費用を記載してください。
5.2 外部サービス要件	<ul style="list-style-type: none"> 構築するシステム基盤にクラウド環境を利用する場合は、利用するクラウド環境について「(様式5)外部サービス要件」への回答を記載してください。
5.3 意見回答	<ul style="list-style-type: none"> 本市が個別に確認したい事項についての質問に対する回答を「(様式4)意見回答書」に記載してください。
5.4 追加提案	<ul style="list-style-type: none"> その他、定めのない事項等について、追加提案があれば記載してください。

4 実施期間

実施期間は下記の通りです。

4.1 実施期間

令和6年6月14日(金)から令和6年7月19日(金)

5 実施方法

5.1 参加表明

本件に参加する場合、以下の要領にて参加表明してください。なお、参加表明後に辞退する場合は、同様の方法で必ず連絡してください。

- 受付期間 : 令和6年6月28日(金)17時まで
- 通知方法 : 参加の旨と連絡担当者を記載し、秘密保持誓約書を添付した電子メールを送付
- 送付先 : 神戸市消防局警防部救急課 担当(畑下・原)
(TEL: 078-322-5751)
- メールアドレス : fb_kyuukyuu@office.city.kobe.lg.jp
- 表題 : 【救急情報システム RFI】参加表明(参加者名)
- その他 : メール送付後、本市に対し到着確認の連絡をお願いします。

なお、参加表明書及び秘密保持誓約書をもって参加表明した事業者に対し、下表の資料一式を電子メールにて配布します。

資料名称	備考
(別紙1)機能要件.xlsx	
(別紙2)非機能要件.docx	
(別紙3)ネットワーク構成案概要図.xlsx	
(別紙4)運用保守要件.docx	
(別紙5)端末要件.docx	
(別紙6)機器一覧.xlsx	
(別紙7)外部サービス要件.xlsx	
(別紙8)外部連携要件.xlsx	
(様式1)機能要件回答書.xlsx	

(様式2) 機能説明.xlsx	
(様式3) 概算見積書.xlsx	
(様式4) 意見回答書_(事業者名).xlsx	
(様式5) 外部サービス要件回答書.xlsx	
Mefis 概要	

6 情報提供の方法

6.1 情報提供の様式

概算見積書・システム構成を除き、様式は自由です。特に、概算見積書については、様式に則りできるだけ詳しくご回答ください。なお、分析等に活用する必要があるため、様式はPDF等への変換を行わないでください。

6.2 情報提供資料の部数

電子データでの提供をお願いします。パンフレット等紙面のみの資料については、紙媒体1部で問題ありません。

7 提出について

回答は、6に記載のとおり、原則として電子データにて提出してください。提出は電子メールの添付ファイル、メディアの郵送、メディアの直接持参の方法によりお願いします。

電子メールの添付ファイルにて提出いただく場合、添付データ容量はメール1通につき14MBを超過しないようにしてください。メディアの直接持参にて提出いただく場合は、事前にご連絡ください。

7.1 提出期限

令和6年7月19日(金)17時までとします。

- ・期限内の提出が困難な場合は、あらかじめご連絡ください。
- ・後日、当方から問合せする場合がありますので、必ず連絡先(担当部署、担当者名、住所、電話番号及びメールアドレス)をご記入ください。

7.2 提出先及び問合せ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所4号館4階

神戸市消防局警防部救急課救急係

メールアドレス: fb_kyuukyuu@office.city.kobe.lg.jp

担当者: 畑下・原

電話番号: 078-322-5751

8 その他

- (1) 提出資料は返却いたしません。
- (2) 提出資料については、神戸市情報公開条例第10条第2号に該当するもの(公にしないとの条件で任意に提出があった情報で通例として公にしないこととされているもの)として非公開とします。ただし、本市が仕様書案等を検討するにあたって、守秘義務を有する外部のコンサルタント等に当該資料を貸与することがあります。
- (3) 情報提供に要した費用は、貴社の御負担になりますので御了承ください。

神戸市消防局救急情報システム構築・運用業務情報提供依頼(RFI)

- (4) 資料中の取組は検討中のものであり、将来的な実施を確約するものではありません。また、今回資料を提出したことにより貴社に将来入札に応じる義務が生じたり、貴社に特別の地位を約束したりすることは一切ありません。

以上